

令和3年度菊池市本庁舎等公共施設の電力供給業務仕様書に係る質疑について（回答）

業務名：令和3年度菊池市本庁舎等公共施設の電力供給業務

令和2年11月9日

No	項目	質問事項	回答事項
1	2(7)(低圧電灯) イ	当該項目は低圧電力に関する項目として判断してよろしいでしょうか。	<p>ご質問のとおりで構いません。</p> <p>なお、仕様書(別紙4)1(7)について、以下の訂正をし、再度ホームページにアップロードします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(低圧電灯)「イ 契約電力及び最大使用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。但し、契約者の供給条件等において、契約電力として算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットとする。」を削除する。 ・(高圧電力、低圧電力)「オ 低圧電力について、契約電力及び最大使用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。但し、契約者の供給条件等において、契約電力として算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットとする。」を追加する。